

○ 組織運営の方針5：政策評価の着実な実施等による効果的・効率的な組織の運営

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

(1) 政策評価の着実な実施

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）及び財務省の「政策評価に関する基本計画」（平成20年3月策定）等に基づき、政策評価を着実に実施します。（政策評価の目的等はP4参照）

(2) 行政コストの削減、効果的・効率的な組織管理

財務省としては、不断の行政改革の推進と無駄排除の徹底を継続するとの政府の方針の下、施策の推進に努めます。

(3) 財政当局としての政策評価の活用

予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果を適切に活用していきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第171回国会 総理大臣施政方針演説

経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）

行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定、平成18年6月16日一部改正）

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）

規制改革推進のための3か年計画（改定）（平成20年3月25日閣議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

施 策 組5-8：随意契約の見直し

4. 業績目標・施策に関する基本的考え方

(1) 政策評価の着実な実施

施 策 組5-1：「平成20年度政策評価書」等の作成・公表

「政策評価に関する基本計画」及び「平成20年度政策評価実施計画」に基づき政策評価を実施し、「平成20年度政策評価書」を平成21年6月末までに作成・公表します。

作成・公表に当たっては、政策評価がPDCAサイクルの中で、より活用される仕組みとなるよう努めるとともに、国民により分かりやすい内容となるよう工夫します。

また、地震保険について総合評価を実施し、平成21年9月末を目途として評価書を作成・公表します。

施 策 組5-2：「平成22年度政策評価実施計画」の策定・公表

「政策評価に関する基本計画」に基づき「平成22年度政策評価実施計画」を平成22年3月末までに策定・公表します。策定・公表に当たっては、引き続き業績指標の増設により

達成しようとする水準の数値化等を図り、評価の客観性の向上に努めるとともに、国民により分かりやすい内容となるよう工夫します。

施 策 組5-3：学識経験者等の知見の活用

毎年度の実施計画の策定及び評価書の作成等に当たっては、省内のみの議論ではなく、客観性を確保し、評価の質を高めるため、「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」（事務次官主催、座長：西室泰三 株式会社東京証券取引所グループ取締役会長兼代表執行役）等の意見を取り入れることにしています。

平成21年度も適時、同懇談会を開催し、委員の御意見等を財務省の政策評価や事務の改善に積極的に取り入れていきます。また、必要に応じ、外部研究機関等の活用にも努めます。

施 策 組5-4：各部局が行う評価の支援や政府全体にかかる政策評価の充実の取組への参画

各部局が行う評価の支援、助言及び指導を行うほか、評価に関する調査、評価結果等に対応する国民の意見の集約などに取り組みます。

また、政策評価各府省連絡会議への出席等により、政策評価における政府全体の取組などに貢献していきます。

施 策 組5-5：（財務省予算の）政策評価と予算の連携強化

「経済財政改革の基本方針2007」において、「政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるように、予算書・決算書の表示科目の単位（項・事項）とを対応させる等の見直しを行い、平成20年度予算から実施する。」とされ、これを受け、予算書・決算書における科目と政策評価の単位を合わせる観点から、「平成20年度政策評価実施計画」における「政策の目標」の見直しを行ったところです。

平成21年度においては、引き続き予算要求等への反映に資する評価の実施に努めるほか、平成22年度予算要求に当たっては、予算要求部局（各局課）、政策評価とりまとめ担当部局（大臣官房文書課政策評価室）及び予算とりまとめ担当部局（大臣官房会計課）が相互に連携した上で、政策評価結果の予算要求への確実な反映に努めます。

また、行政支出総点検会議の「指摘事項」（平成20年12月）を踏まえ、政策評価を積極的に推進することにより、無駄の削減にも貢献していきます。

(2) 行政コストの削減、効果的・効率的な組織管理

施 策 組5-6：効果的・効率的な組織・定員管理

財務省としては、これまでも、計画的な定員削減に取り組んできたところですが、「平成18年度以降の定員管理について」（平成17年10月閣議決定）において、平成18年度以降4年間に5,180人を合理化することとしており、その着実な実施を図っていくこととしています。

また、「行政改革の重要な方針」に示されている、簡素で効率的な政府を実現するため、情報通信技術の活用等により事務・事業の見直しを行うこととしています。

今後とも、限られた定員をもって、効果的・効率的な組織運営を図るために、新たな行政需要の変化に対応したメリハリある定員配置の実現に取り組んでいきます。

施 策 組5-7：必要な予算の確保と経費の効果的、効率的執行

財務省の行政需要が年々増加する中で、新規施策経費の要求に当たっては、既定経費の節減合理化による見直し等に努めるとともに、緊急度・優先度等を勘案しながら、必要な予算の確保に努めます。

また、行政支出総点検会議の「指摘事項」（平成20年12月）を踏まえ設置した「財務省支出点検チーム」において、自律的に行政支出の無駄の削減に取り組むための目標及び計画の策定、執行状況の確認等を実施し、その結果を適切に予算要求へ反映していきます。

予算執行に当たっては、経理担当者会議を少なくとも四半期に1回以上開催し、経費削減等に関する周知徹底等に努め、また、財務省本庁舎における財務本省と国税庁や、地方支分部局における合同庁舎のように同一敷地内に所在する複数の調達機関が、コピー用紙や文房具などの同一品目の物品の調達を行う場合については、可能な限りとりまとめを行い、一括して調達を実施する等、経費の効果的・効率的な執行に取り組んでいきます。

◎業績指標 組5-1：経理担当者会議の開催状況（財務本省）

（単位：回）

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度目標値
開催回数	5	6	6	6	5

（出所）大臣官房会計課調

④ 施 策 組5-8：随意契約の見直し

随意契約の見直しについては、「随意契約見直し計画（平成19年1月改訂）」に基づきこれまで可能なものから順次、公共調達の競争性及び透明性を確保し、真にやむを得ないものを除き、競争契約に移行しているところです。平成21年度においても、引き続き競争契約への移行を進めるとともに、入札及び契約に係る取扱い及び情報を公表すること等により、公共調達の適正化を着実に実施していきます。

◎業績指標 組5-2：契約案件のうち、競争性のない随意契約で契約した案件の割合の推移

（単位：%）

	平成 17年度	18年度	19年度	20年度	21年度 目標値
件数ベース	39.9	35.1	19.8	N.A.	16程度
金額ベース	63.8	54.2	39.9	N.A.	36程度

（出所）大臣官房会計課調

（注1）少額随契は除く。

（注2）平成20年度実績値は、21年7月以降にデータが確定するため、平成22年度実施計画に掲載予定。

施 策 組5-9：行政事務・手続の簡素化・効率化等

「今後の行政改革の方針」（平成16年12月閣議決定）において、各府省は、納税者の視点に立って、各府省毎に作成した行政効率化推進計画（平成16年6月行政効率化関係省庁連絡会議取りまとめ）に基づき、「行政コスト削減に関する取組方針」（平成11年4月閣議決定）の取組を引き継ぎ、関係府省に共通する主要な取組を実施するなど行政効率化を推進することとされており、財務省においても、同閣議決定に基づき、積極的に取り組んでいるところです。

また、規制改革については、国の事務及び事業の効率化等にも資するものであり、平成19年度を初年度とする「規制改革推進のための3か年計画（改定）」に盛り込まれた施策を着実に実施していきます。

◎業績指標 組5-3：規制改革への取組状況

(単位：件)

	平成19年度	平成20年度	19年度～21年度 目標値
事項数	N. A. (8)	N. A.	40 (27)

(出所) 大臣官房文書課企画調整室調

(注1) 平成19年度～21年度目標値は、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」において、実施・検討すべきとされている事項数。ただし、平成19～21年度だけでなく平成22年度以降も引き続き実施・検討すべき事項が含まれている。括弧書きは改定前の「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月閣議決定）において、実施・検討すべきとされていた事項数。

(注2) 平成19年度・20年度の実績値は、実施・検討が完了した事項数を示すが、件数は平成21年6月末に確定するため、平成20年度実績評価書に掲載予定。平成19年度の欄の括弧書きは、改定前の「規制改革推進のための3か年計画」において、実施・検討すべきとされていた事項のうち平成19年度に実施・検討が完了した事項数（平成19年度実績評価書に掲載済）。

施 策 組5-10：行政改革の推進

簡素で効率的な政府を実現し、財政の健全化を図るとともに、行政に対する信頼性の確保を図ることは、政府にとって最重要課題の一つです。

このため、政府は「行政改革大綱」（平成12年12月閣議決定）及び「今後の行政改革の方針」（平成16年12月閣議決定）等に基づき、特殊法人等改革、行政事務の電子化、規制改革、政策評価制度の導入などを進め成果を挙げてきたところですが、更に簡素で効率的な政府への道筋を確かなものとするため、平成18年6月に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）が施行されました。また、「経済財政改革の基本方針2007」に基づき、101の独立行政法人全ての見直しを行い、「独立行政法人整理合理化計画」を策定しました。

財務省としても、こうした政府全体の基本的な方針に沿って、関係省庁との協力を図りつつ、今後とも積極的に行政改革に取り組んでいきます。

(3) 財政当局としての政策評価の活用

施 策 組5-11：予算編成等の過程における各府省の政策評価の結果の適切な活用

財務省は、財政当局として、予算編成、税制改正、関税改正、財政投融資編成の過程において、各府省の政策評価の結果を適切に活用していきます。

- 予算編成における活用（施策 1-1-1 P31参照）
- 税制改正における活用（施策 2-1-1 P45参照）
- 関税改正における活用（業績目標 5-1-1 P91参照）
- 財政投融資編成における活用（施策 3-1-3 P54参照）

5. 参考指標（6指標）

- | |
|------------------------------|
| ○ 実績評価における「政策の目標」数・指標数 |
| ○ 政策評価に関するホームページへのアクセス件数 |
| ○ 「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」の開催実績 |
| ○ 総合評価・事業評価の公表件数 |
| ○ 財務省の定員の推移 |
| ○ 財務省所管の一般会計予算額の推移（行政経費分） |